



**使用中**

所管の産業保安監督部に PCB 含有電気工作物の使用に係る届出をする必要があります。

**使用終了後**

所管の産業保安監督部に PCB 含有電気工作物の廃止に係る届出をする必要があります。  
事業者所在地の都道府県知事へ保管に関する届け出が必要です。

**保管中**

事業所所在地の都道府県知事への届け出が必要です。